

NPO 法人日本ヨガ連盟
認定資格登録・更新ガイドライン

(目的)

認定資格者が必要とする知識・能力を維持・向上し、社会的認知を高め、活動の場を広げることにより、社会への貢献と地位の向上を図ることを目的とします。

(対象資格)

制度の対象となる資格は以下の通りです。以下「対象資格」と言います。

<対象資格名>

NPO 法人日本ヨガ連盟認定インストラクター

NPO 法人日本ヨガ連盟認定ティーチャーインストラクター

(対象資格を呼称しての活動)

対象資格を呼称して活動するには、資格登録を行ってください。

(名称)

対象資格の試験に合格、認定した者は、資格登録会員となります。

(資格登録有効期間)

資格登録有効期間は登録基準日より1年間とします。

(資格認定日)

ティーチャーインストラクターについては総会開催日

インストラクターについては担当理事承認日

(資格登録更新日)

資格登録更新日を登録基準日から1年ごとの4月1日とし、すべての更新該当者を一括して更新します。

(例)2017年6月30日に資格登録を行った場合、登録基準日は2017年4月1日となり、資格登録更新日は2018年4月1日となります。

(例)2017/6/18 TI 認定者 基準日 2017/4/1 登録更新は 2018/4/1

2017/6 実習終了 I 基準日 2017/4/1 登録更新は 2018/4/1

2017/12 実習終了 I 基準日 2017/4/1 登録更新は 2018/4/1

(資格登録)

資格認定した者は所定の書式にて資格登録を行うこと。

(資格登録の更新)

資格登録有効期間の到来した資格登録会員は、有効期限内に更新料を支払うことにより資格登録を更新することができます。

(会員の資格の喪失)

有効期限内に更新を行わない場合には、認定資格を失います。ただし当法人認定資格書類未着・更新要件の不備や長期のご病気等の事態を考慮し、更新有効期間の1年後までは「不備解消期間」として手続を行うことができます。

資格登録更新日が2017/4/1の場合2018/3/31までを不備解消期間とする。

(資格登録更新料)

資格登録更新料は認定資格により異なります。資格更新時に1年ごとに一括して納入して下さい。お振込みの控えを領収書とさせていただきます。

(郵便振替も含む)

インストラクター 6,000 円

ティーチャーインストラクター 10,000 円

[振込先] ゆうちょ銀行

[振替口座] 00980-6-46185

[名義] 特定非営利活動法人日本ヨガ連盟

(登録内容の変更届け)

資格登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに事務局へその旨、ご連絡下さい。

(資格登録の取り消し及び停止)

理事会が資格登録会員として不適格と認めた者は資格登録を取り消しまたは停止することができます。

(資格登録の解除)

資格登録を希望する場合、所定の書式を提出すること。登録解除後は認定資格名称の使用を禁ずる。

(資格登録会員の特典)

正会員かつ資格登録会員は、以下の特典が適用されます。

資格認定者としてホームページで紹介(希望者のみ)

名刺の配布(希望者のみ。枚数に上限あり)

資格認定証の発行

ロゴの使用ができます。(要事前申請のこと)

(雑則)

この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

この規程の改正は理事会にて行うこととする。

(附則)

この規則は、平成28年11月1日から実施する。

2016/10/14 改

2017/1/10 改

2017/6/5 改